



# キラリ☆亀岡 おしらせ



発行: 亀岡市 / 企画管理部 秘書広報課

〒621-8501 亀岡市安野野々神8番地 TEL 0771-22-3131(代)、FAX 0771-24-5501 電子メール office@city.kameoka.kyoto.jp  
ホームページ http://www.city.kameoka.kyoto.jp/ 携帯版ホームページ http://www.city.kameoka.kyoto.jp/m/

## もくじ

- ☆案内…1~10ページ
  - ☆催し…11~12ページ
  - ☆募集…12~14ページ
  - ☆スポーツ情報…14ページ
  - ☆保健センターからのおしらせ  
…14~15ページ
  - ☆各種無料相談…15ページ
  - ☆2月のし尿くみとり日程表  
…16ページ
- ※詳しいお問い合わせは **問**へ



## 案内

### 亀岡市臨時福祉給付金 ~最終期限のおしらせ~

7月上旬から受け付けしています「臨時福祉給付金」の申請期日(最終期限)は、平成27年1月31日(土)≪消印有効≫までとなっております。

平成26年度分市・府民税が非課税の人など、まだ申請をされていない人で、給付対象と思われる場合は、至急、手続きをしてください。

なお、申請期日を過ぎた場合は、給付を辞退されたものとみなしますので、ご注意ください。

詳しくは、専用ダイヤルまで

**問**「亀岡市臨時給付金事業実施本部」専用ダイヤル  
TEL25-5093

(地域福祉課)

### 平成25年台風第18号で住家が被災された方へ

平成25年台風第18号による災害で被災した住宅の再建に必要な経費の一部を補助しています。

今回、制度の改正を行い家具家電の購入など補助対象を拡充しました。申請がまだの人、補助限度額まで利用されていない人は、自治防災課に相談のうえ申請してください。

#### ●新たに対象となる経費

被災した住宅を再建する経費として、家具家電の購入、ハウスクリーニングなどの経費5万円まで

#### ●申請期限 平成28年9月30日

**問** 市役所6階自治防災課

TEL25-6788

(自治防災課)

### 平成27年度から適用される税制改正について

#### ≪上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止≫

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る10%軽減税率の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%が適用されます

≪消費税率の引上げに伴い、住

### 宅税制について以下のとおり所要の措置を講じます

住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに、認定住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除額を50万円に、それ以外の住宅を取得した場合には40万円にそれぞれ拡充します。

また、特定の増改築等を行った場合の住宅ローン減税について、住宅借入金等特別控除額を12.5万円に拡充します。

**問** 市役所1階税務課市民税係(9・10番窓口)

TEL25-5012、TEL25-5011

(税務課)

### 納期のお知らせ

#### 平成27年2月2日(月)納期限

- ・国民健康保険料 第8期分 (保険医療課 TEL 25-5025)
- ・後期高齢者医療保険料(普通徴収) 1月分(保険医療課 TEL25-5026)
- ・介護保険料(普通徴収)第8期分 (高齢福祉課 TEL 25-5182)
- ・保育所(園)保育料 1月分 (子育て支援課 TEL 25-5028)
- ・し尿くみとり手数料 12月分 (環境クリーン推進課 TEL 24-9600)
- ・市営住宅使用料 1月分 (建築住宅課 TEL 25-5048)

市税や各種料金の納付には、口座振替が大変便利です。また、市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、上下水道料金はコンビニ納付ができます。